

関東地方整備局 土木工事写真管理基準

建関技第59号
昭和55年4月15日
建関技第49号
昭和58年3月15日一部改正
建関技第63号
昭和59年3月23日一部改正
建関技調第27号
平成4年4月15日一部改正
建関技調第30号
平成4年4月20日運用の通知
建関技調第105号
平成4年11月12日一部改正
建関技調第97号
平成7年10月23日一部改正
建関技調第77号の2
平成9年9月24日一部改正
建関技調第77号の2
平成11年8月31日一部改正
国関整技調第4号
平成15年4月3日改定
国関整技調第8号
平成17年4月4日改定
国関整技調第3号
平成19年4月6日改定
国関整技調第10号
平成21年4月1日改定
国関整技調第6号
平成23年4月1日改定
国関整技調第14号
平成25年4月1日改定

写 真 管 理 基 準

目 次

| | |
|----------------------------------|----------|
| 写真管理基準 | 1 |
| I. 撮影箇所一覧表 | I - 1 |
| II. 品質管理写真撮影箇所一覧表 | II - 1 |
| III. 出来形管理写真撮影箇所一覧表 | |
| 第1編 共通編 | III - 1 |
| 第3編 土木工事共通編 | III - 3 |
| 第6編 河川編 | III - 23 |
| 第7編 河川海岸編 | III - 27 |
| 第8編 砂防編 | III - 30 |
| 第9編 ダム編 | III - 32 |
| 第10編 道路編 | III - 34 |
| その他 | III - 41 |
| 別紙 「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」 | 別紙 - 1 |